

第3回下水道管路の包括的民間委託検討部会

評価基準について

令和2年8月12日

横浜市 環境創造局 下水道管路部 管路保全課

- 1. 包括的民間委託導入の目的**
- 2. 公募資料**
- 3. 評価項目・配点(本日の審議事項)**
- 4. 評価基準(次回審議予定)**
- 5. その他**

1. 包括的民間委託導入の目的

2. 公募資料

3. 評価項目・配点(本日の審議事項)

4. 評価基準(次回審議予定)

5. その他

中大口径管の維持管理

- 事後保全中心の維持管理から状態監視保全の維持管理へ移行
- これまで状態把握のための技術が確立されていなかった
- 近年は、状態把握に必要となる高度な技術や機器が開発

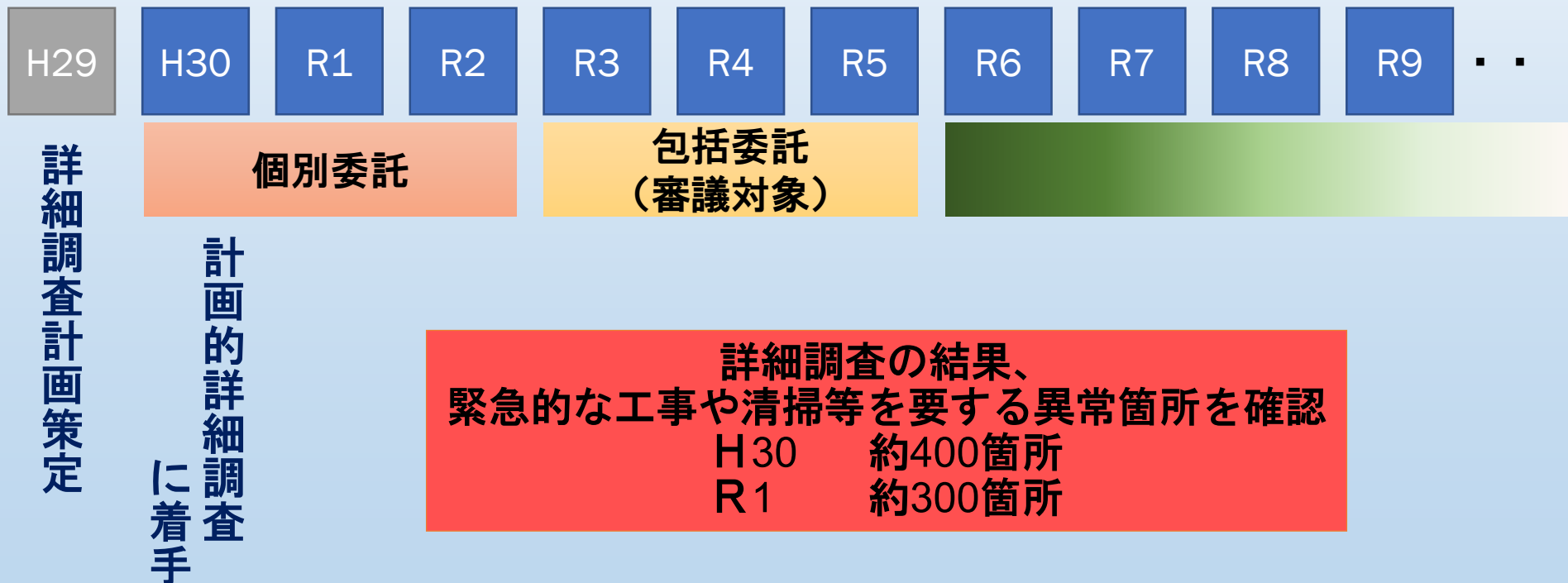


中大口径管用テレビカメラの例

包括的民間委託導入の背景

中大口径管の計画的な詳細調査の実施

- 平成29年度に中大口径管の詳細調査実施計画を策定
⇒ 布設後30年以上経過した約1,500kmを対象に10年間で実施する計画（対象期間：H30～R9 / 年間平均約150km）
- 平成30年度から計画的な詳細調査に着手



包括的民間委託に対する本市の考え

- 重大事故の未然防止
 - ストックマネジメントの推進
 - 市民の安心・安全の確保と
安定的な下水道サービスの提供
- の實現

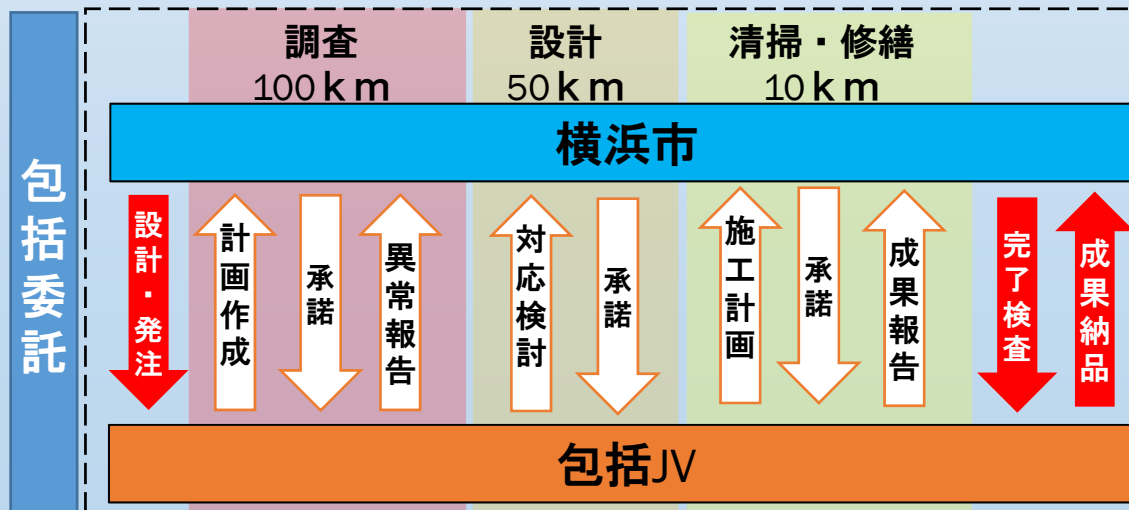
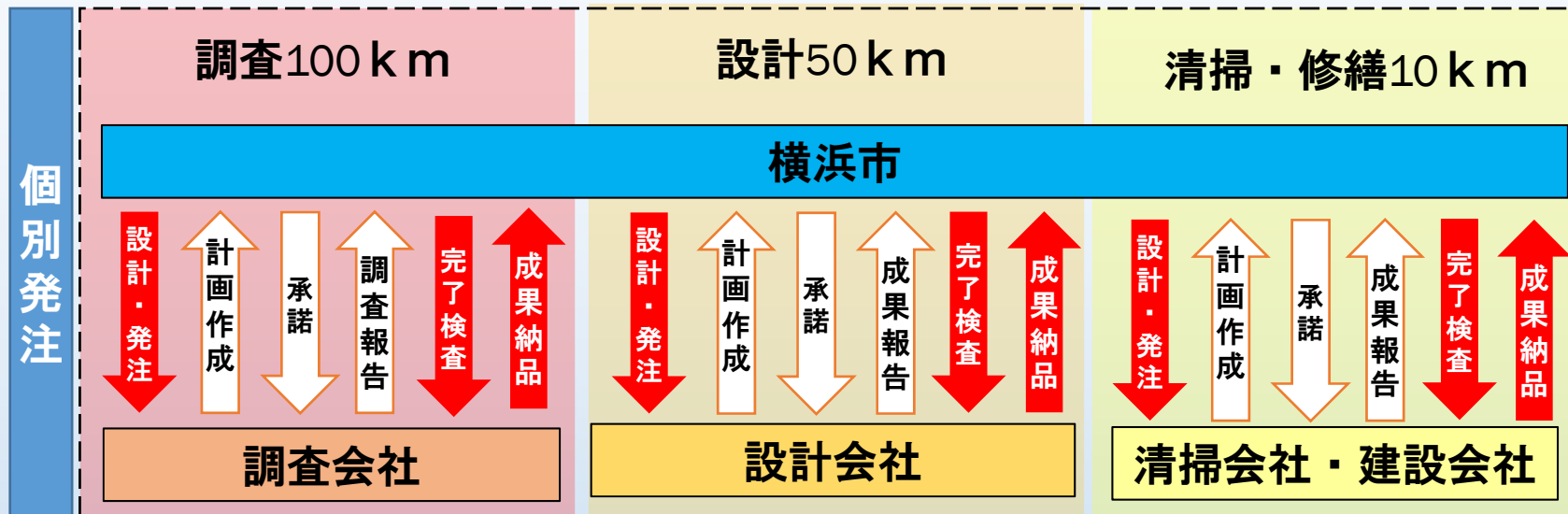
包括的民間委託の導入

一連の業務を複数年度でのパッケージ化による
今まで以上の迅速かつ適切な対応

管理業務の一層の効率化

民間事業者のノウハウやアイデア・創意工夫の活用

業務フローの比較(個別委託・包括委託)



【包括委託】
 複数業務パッケージ化、複数年契約
【公募プロポ】
 提案者の創意工夫を踏まえた契約ができる

↓

官民メリット (例)

<官側>

- ・ 効率性、迅速性等に効果
- ・ サービス水準の維持

<民側>

- ・ 業種間のノウハウを習得できる
- ・ 人材確保、設備投資

個別委託と包括委託の比較（詳細調査の例）

個別委託	包括委託
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査手法 （カメラ・目視） ・ 数量 ・ 対象路線 ・ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果品や記録表の書式及び記載方法 ・ 異常種別・ランクの基準 ・ 緊急度の算定方法 ・ 準拠する法令、図書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量 ・ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果品や記録表の書式及び記載方法 ・ 異常種別・ランクの基準 ・ 緊急度の算定方法 ・ 準拠する法令、図書
<p>⇒調査の順番や具体的な工法名や資器材の機種、技術者や作業員の人数は規定しない。 （受託者にある程度の裁量がある）</p>	<p>⇒個別委託で規定しない項目に加え、個別委託で仕様となっている「調査手法」を規定しない。 （受託者の裁量が個別委託以上に拡大）</p>
<p>【契約内容】</p> <p>詳細調査工（機械） L = 500m 詳細調査工（人力） L = 100m</p>	<p>【契約内容】</p> <p>詳細調査工 L = 600m</p>

説明内容

1. 包括的民間委託導入の目的

2. 公募資料

3. 評価項目・配点(本日の審議事項)

4. 評価基準(次回審議予定)

5. その他

公募資料一覧

(1) プロポーザル方式実施要領

本業務の受託候補者の特定に関する手続について定めたもの。

(2) 業務説明書

業務を実施する際に必要となる条件や業務内容を定めたもの。

(3) 特記仕様書

それぞれの業務について、詳細に仕様を定めたもの。

(4) 提案書作成要領

提案書作成における留意事項やスケジュール等を定めたもの。

(5) 提案書評価基準 【今回審議】

提案書の評価基準等を定めたもの。

(6) 契約書(案)

契約内容(案)を定めたもの。

委託概要

- **委託件名（仮称）：**

- ① 横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（北部）
- ② 横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

- **業務期間** : 3年間（令和3年度～令和5年度）

- **対象業務** : 統括マネジメント

詳細調査（計画的・緊急的）

緊急清掃

緊急修繕

※公募型プロポーザル方式で実施

※仕様発注

受託者の体制イメージ

委託者

横浜市



受託者 (JV)
※ 4者以上の構成員

業務責任者

副業務責任者

※複数業務の兼務可

統括マネ
主任技術者

A 社
B 社

詳細調査
主任技術者

C 社
D 社

緊急清掃
主任技術者

E 社

緊急修繕
主任技術者

F 社

~~再委託~~

再委託

再委託

再委託

※統括マネは再委託禁止

提案者資格要件

構成員の実績要件に関する基本的な考え

品質確保の観点から、維持管理が要件化された平成27年度下水道法改正以降の業務経験を求める。



構成員の要件

横浜市の有資格者名簿に登録されている者のうち、横浜市が発注した下水道管路施設に関連する委託もしくは工事について平成27年度から令和元年度までに完了したものを受託もしくは受注した経験を有する者で構成すること。

提案者資格要件

①共同企業体の構成に関する基本的な考え

- 構成員で業務を最大限履行していただく
- 4つの業務で構成されている

⇒ 4者以上の構成員

②各業務を担当する構成員の要件

以下の(1)～(4)を満たし、市内企業4者以上を含めることが必要

- (1)統括マネジメント：2者以上（市内企業を1者以上含めること）
- (2)詳細調査：2者以上（市内企業を1者以上含めること）
- (3)清掃：1者以上（市内企業のみ）
- (4)修繕：1者以上（市内企業のみ）

受託者の構成イメージ

委託者

横浜市



受託者 (JV)

※ 4者以上の構成員

※複数業務の兼務可

統括マネ

2者以上

市内企業1者
以上

詳細調査

2者以上

市内企業1者
以上

緊急清掃

1者以上

市内企業

緊急修繕

1者以上

市内企業

各業務を実施する企業の要件

業 務	有資格者名簿	工種・細目
詳細調査 (計画・緊急)	物品・委託等 下水道等保守	下水道管調査
緊急清掃	物品・委託等 下水道等保守	下水道管清掃
緊急修繕	工事 土木	ランク不問
統括 マネジメント	上記いずれかもしくは 設計・測量等 土木設計	下水道管等の設計

業務責任者・副業務責任者の役割・要件

責任者名	専任・役割	雇用状況※	主任技術者との兼務	資格・業務経験
業務責任者	1名専任 (他契約に従事できない) 業務全体の統括管理	構成員と 雇用期間の定めがなく、3か月以上の雇用関係	本委託の各業務主任技術者との兼務可	技術士 (上下水道もしくは総合監理) かつ 下水管路施設維持管理業務経験10年以上
副業務責任者	1名以上非専任 (他契約に従事できる) 業務責任者の補佐	構成員と 雇用期間の定めがない雇用関係	本委託の各業務主任技術者との兼務可	下水管路施設維持管理業務経験7年以上

※提案資格の確認時点で雇用している期間

【共通】下記いずれかの資格を有する

- 下水道法第22条の有資格者（公共下水道の工事監督管理を行う者の資格）
- 下水道管路管理総合技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定）
- 下水道管路管理主任技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定）

主任技術者の役割・要件

赤字：前回からの変更点

業 務	専任・役割	業務経験・資格
詳細調査 (計画・緊急)	1名以上 非専任 調査業務とりまとめ	下水道管路管理主任技士または下水道管路専門技士（調査） かつ酸欠作業主任者 詳細調査業務経験2年以上
緊急清掃	1名以上 非専任 清掃業務とりまとめ	下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者かつ 酸欠作業主任者
緊急修繕	1名以上 非専任 修繕業務とりまとめ	建設業法第26条1による主任技術者
統括 マネジメント	1名以上 非専任 統括マネジメント とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第22条の有資格者 ・下水道管路管理総合技士 ・下水道管路管理主任技士 ・RCCM のいずれか

【各業務共通】

- 1業務あたり2名以上の主任技術者を配置する場合は役割を明確にすること
- 各業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めがなく、提案資格の確認時点で引き続き3か月以上の雇用関係があること

説明内容

1. 包括的民間委託導入の目的
2. 公募資料
- 3. 評価項目・配点(本日の審議事項)**
4. 評価基準(次回審議予定)
5. その他

公募にあたっての重要な視点

①品質の確保

市民生活の安全安心の確保

②安定した履行体制

本市での経験を踏まえた受託者体制の構築

③横浜市中小企業振興基本条例

市内企業参画による技術力向上や市内経済の
発展に寄与

評価項目について

前回いただいたご意見を踏まえ、評価項目を再構成しました。

◆ **品質、業務の理解度、調整能力、これまでの本市の下水道事業を踏まえた業務履行、独自ノウハウや技術の提案**

⇒①**実施能力** ②**実施方針** ③**業務内容への提案** ④**追加提案**

◆ **資機材や技術者を保有し、実務を行う企業の参画、構成員間のバランス**

⇒⑤**構成員の関与度合い**

◆ **受託者内での市内企業の参画や活躍（市内経済への貢献）**

⇒⑥**地域貢献度**

◆ **市が推進する取組への参加・賛同、環境に対する取組等の企業独自の積極的な取組**

⇒⑦**企業としての取組**

配点の考え方

- 評価項目ごとの点数のウェイトは、着眼点の数による。
- 着眼点1つあたり10点とする。

例) 評価項目 A : 50点、評価項目 B : 30点、評価項目 C : 10点とした場合

評価項目 A

着眼点A-1	10点
着眼点A-2	10点
着眼点A-3	10点
着眼点A-4	10点
着眼点A-5	10点

評価項目 B

着眼点B-1	10点
着眼点B-2	10点
着眼点B-3	10点

評価項目 C

着眼点C-1	10点
--------	-----

評価項目・着眼点・配点

評価項目	主な着眼点	配点
①実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5箇年で、横浜市内の既設下水道管路施設に係る業務を受注もしくは受託した実績を何件有しているか。 ・過去5箇年の横浜市の下水道管路施設に係る上記を除く業務の受注実績を何件有しているか。 	20点
②実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的及び業務内容、各業務の特性について理解し、的確な業務手順・課題認識等が示されているか。 ・的確な危機管理、安全対策に関する提案がされているか。 	20点
③業務内容への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体のセルフチェック方法が提案されているか。 ・計画的業務や緊急的業務を効率的に実施するための調整能力等を有し、品質を確保するための取組等を行っているか。 	30点
④追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の提案 ・市職員や市内企業の技術力向上に関する提案・地域住民の下水道事業に対する理解促進に関する提案 	20点
⑤構成員の関与度合い	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の保有状況。 ・統括マネジメント業務を除く作業を構成員が自ら行うか。 ・構成員間の連携手法が示されているか。 	30点
⑥地域貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市内企業を構成員として活用しているか。 ・事業費のうち、市内企業が受け持つ割合が多いか。 ・災害時協定締結団体の企業を多く活用しているか。 	30点
⑦企業としての取組	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に準拠したもの、及び環境や地域貢献に関する内容 	10点
計		160点

説明内容

1. 包括的民間委託導入の目的
2. 公募資料
3. 評価項目・配点(本日の審議事項)
- 4. 評価基準(次回審議予定)**
5. その他

評価基準（次回審議予定）

評価項目	定量評価 (5段階評価)	定性評価 (3段階評価)
①実施能力	○	
②実施方針		○
③業務内容への提案		○
④追加提案		○
⑤構成員の関与度合い	○	○
⑥地域貢献度	○	
⑦企業としての取組	○ (2段階)	○ (2段階)

別紙1 「提案審査の評価項目及び評価の着眼点」

別紙2 「提案審査の評価基準」

をご覧ください。

説明内容

1. 包括的民間委託導入の目的
2. 公募資料
3. 評価項目・配点(本日の審議事項)
4. 評価基準(次回審議予定)
- 5. その他**

今後のスケジュール

R2.8/12 9月 10月 12月 R3.1月 1月 2月 3月 4月 5月 11月
 (本日) 4日 下旬 上旬 上旬 下旬 上旬 下旬 上旬 上旬

<p>検討部会③</p> <p>評価項目・配点の審議 評価基準の素案提示</p>	<p>検討部会④</p> <p>評価基準の審議</p>	<p>公募資料の公告</p>	<p>質問回答</p>	<p>技術提案書の受領</p>	<p>検討部会⑤</p> <p>提案書類に基づく評価</p>	<p>検討部会⑥</p> <p>プレゼンテーション ヒアリングに基づく評価</p>	<p>優先交渉者決定</p>	<p>契約交渉</p>	<p>契約</p>	<p>検討部会⑦</p> <p>契約の報告</p>	<p>検討部会⑧</p> <p>実施状況の報告</p>
---	------------------------------------	----------------	-------------	-----------------	---------------------------------------	--	----------------	-------------	-----------	----------------------------------	------------------------------------

2件一体審議

南北2件分割審議

次回(第4回)の開催について

**【日時】 令和2年9月4日(金)
10時00分～11時30分**

**【会場】 神奈川県中小企業センタービル
14階多目的ホール
(第1回・第2回と同会場です。)**